

○学校教育法

1

平成二九年一月一日以降有効な日規定

改正法令 観

・地域の属性及び独立性を高めるため改革の推進を図るた
めの関係法律の整備に関する法律(平成二八年・五・二〇)法四
七 本件五条 平成二九四二施行

第一案【学校的設置者】 国立 公立・私立学校 ① 学校は、国
〔国立大学法、法平成十五年法律第百七十二号〕等第一条第一項
に規定する国民の國立大学法人及び独立行政法人國立高等専門機
構を含む。以下同じ。」地方公共団体 地方独立行政法人(平
成十五年法律第百八十八号)第六八一条第一項規定する公立大
學を含む。前項において同じく及び私立学校法第三条を設置
する学校法人(以下学校法人と称する)のみがこれを設置
することができる。

② (略)

第四案【設置廃止等の認可等】 ① (柱書略)

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学
校 都道府県の教育委員会

三 (略)

④ 地方自治法(昭和二十二年法律第六六七号)第一百五十二条
の十九第一項第四条第三項において「指定都市」といふ市に
ての設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援
学校については、第一項の規定は、適用しない。この場合にお
いては該校は、都道府県の教育委員会に、大学及び高等専門
学校以外の学校にあつては都道府県知事に、「都道
府県知事に」、同項中「第一項中」第一条第一項各号に掲げ学校」と
あるのは、市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校
と、「同項各号に定める者」とあるのは、都道府県の教育委員会
又は都道府県知事と、同項第一項中「その者」とあるのは、
当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事と、第四条中
「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校にいて
は都道府県の教育委員会」大学及び高等専門学校以外の私
立の専修学校にいては都道府県の教育委員会とあるのは、市
町村の設置する専修学校又は私立の専修学校については都
道府県の教育委員会に、私立の専修学校については都道府
県の教育委員会と読み替えるものとする。

⑤ (略)

第五案【通制課程】 ①(略)

③ 都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事
は高等学校の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道
府県の区域内に住所を有する者を併せて生徒とするものその他
令で定めるもの。以下この項において「広域の通信制の課
程」というは、第四条第一項に規定する認可の政令で定
める事項に係るものに限る。を行ふとはあらかじめ、文部科
学大臣に届け出なければならない。都道府県又は指定都市の設
置する高等学校の広域の通信制の課程について、当該都道府県
行べきも、同様とする。

第二〇条【專修學校の認可】 ① 国又は都道府県が設置する專
修学校を除くほか専修学校の設置廃止、高等課程、専門課程
又は一般課程の設置廃止を含む。設置の変更及び目的の変
更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委
員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けな
ければならない。

② (略)

③ (略)

④ (略)

第二一条【專修學校の認可等の届出】 国又は都道府県が設置する專
修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政
令で定める場合に該当するときは、市町村の設置する専修学校
にあつては都道府県教育委員会に、私立の専修学校にあつては
都道府県知事に届け出なければならない。

第二二三条【準用規定】 ① 第五条、第六条、第九条から第十一
条までの規定は専修学校に、第十四条及び四四二条から第四十
二条までの規定は専修学校に、第十五条の規定は専門課程に置
く専修学校を準用する。この場合において、第十条中「大学及び高
等専門学校にあつては文部科学大臣に」、大学及び高等専門
学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは、都道
府県知事に、「同項中」第一項中「第一項中」第一条第一項各号に掲げ学校」と
あるのは、市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校
と、「同項各号に定める者」とあるのは、都道府県の教育委員会
又は都道府県知事と、同項第一項中「その者」とあるのは、
当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事と、第四条中
「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校にいて
は都道府県の教育委員会」大学及び高等専門学校以外の私
立の専修学校にいては都道府県の教育委員会とあるのは、市
町村の設置する専修学校又は私立の専修学校については都道
府県の教育委員会と読み替えるものとする。

② (略)

③ (略)

④ (略)

附則 地方独立行政法人法第六六八一条第一項に規定する公立大
学 法人は、第二条第一項の規定にかかるわざ、当分の間 大学
及び高等専門学校以外の学校を設置することができない。